

消費税率引上げによる地方消費税の社会保障施策への活用(平成26年度決算)

消費税率の引上げによる地方消費税の増収分は、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に充てることとされています。

加西市では、平成26年度の消費税交付金の増収分(87,465千円)を次の社会保障施策(5,263,975千円)の財源として活用しました。

(千円)

区分		事業費	特定財源			一般財源	
			国庫	県費	その他	地方消費税(増収分)	その他
社会福祉	生活保護 (生活保護費支給等)	329,003	276,762	13,057	300	1,179	37,705
	児童・母子福祉 (保育所運営費等)	1,581,682	656,020	226,108	194,468	15,315	489,771
	高齢者福祉 (高齢者入所支援等)	68,708	0	20,793	3,053	1,360	43,502
	障害者福祉 (自立支援給付費等)	886,157	362,254	176,105	84,947	7,970	254,881
	福祉医療 (こども医療費助成等)	288,031	0	89,545	0	6,018	192,468
社会保険	国民健康保険 (繰出金)	236,987	94,422	47,211	0	2,891	92,463
	後期高齢者医療 (繰出金)	680,825	0	101,634	21,034	16,924	541,233
	介護保険 (繰出金)	517,881	0	1	0	15,703	502,177
保健衛生	医療施策 (加西病院補助等)	527,899	0	0	0	16,008	511,891
	予防・健康増進対策 (予防接種助成費等)	146,802	1,932	1,851	7,913	4,097	131,009
合計		5,263,975	1,391,390	676,305	311,715	87,465	2,797,100